CYPRESS HOLDINGS

サイプレス・ホールディングス株式会社

証券コード：428A

第8回　定時株主総会

招集ご通知

BEYOND THE STANDARD

スタンダードの枠を超え、プライムの頂へ羽ばたく

開催日時

2026年11月25日（水）午前10時
（受付開始　午前9時30分）

開催場所

東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
住友不動産虎ノ門タワー（旧JTビル）２階
ベルサール虎ノ門

議案

第１号議案　取締役4名選任の件
第２号議案　補欠監査役1名選任の件

株主の皆さまへ



中期経営計画 2026年8月期～2029年8月期

「BEYOND THE STANDARD」

プライム市場移行、
そして時価総額1,000億円企業への挑戦。

代表取締役社長 東　稔哉

私たちサイプレスグループは、企業価値の最大化と社会的信認の獲得に向け、今後4年内をめどとした東証プライム市場への市場移行、ならびにその先にある「時価総額1,000億円」という大きな目標を掲げました。中期経営計画「BEYOND THE STANDARD」は、私たちが次のステージへ駆け上がるためのロードマップです。本計画では、3年後の2029年8月期の到達点を明示し、サイプレスが誇る圧倒的な成長スピードを具体的な形としてお示ししています。特筆すべきは、本計画に提示した数値が「純粋なオーガニック成長」のみで構成されている点です。ここには、FC展開やM&Aといったインオーガニックな成長戦略、および現地パートナーとの連携による海外進出などのポテンシャルは一切織り込んでおりません。これらはすべて、企業の飛躍をさらに加速させる「+αの成長ドライバー」となります。盤石なオーガニック成長を土台としつつ、果敢な戦略的投資によって「日本を代表するフードサービス企業」へ。サイプレスグループの新たな挑戦にご期待ください。

証券コード　428A
2026年11月10日
（電子提供措置の開始日2026年11月２日）

株　主　各　位

東京都港区六本木一丁目９番10号
サイプレス・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　東　　稔　哉

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。**

【当社ウェブサイト】
https://www.cypress-holdings.co.jp
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/428A/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サイプレス・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「428A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後記（４頁以下）の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年11月24日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

2．場　　所　東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
住友不動産虎ノ門タワー（旧JTビル）　２階　ベルサール虎ノ門
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第８期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第８期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

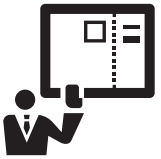
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月25日（水曜日）
午前10時（受付開始午前９時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月24日（火曜日）
午後６時まで



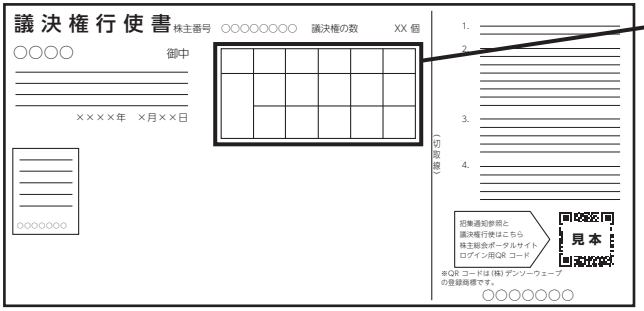
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年11月24日（火曜日）
午後６時必着

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第２号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

『株主総会ポータル®』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。



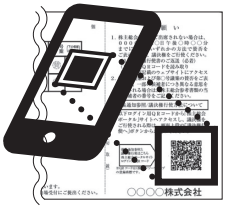
POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取り簡単にアクセスできます。

ID･パスワードの入力は不要です。

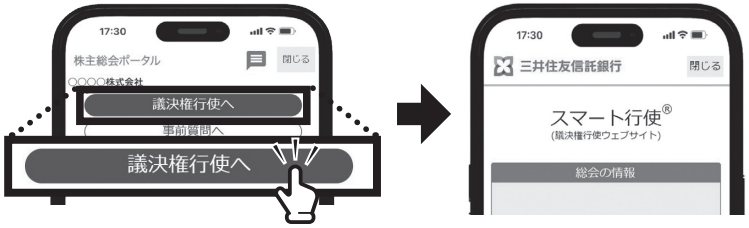
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン１つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限　2026年11月24日（火）午後６時まで

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

≪議決権行使方法≫

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶https://www.web54.net

事前質問受付のご案内　事前質問受付期限　2026年11月19日(木)午後５時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。招集通知の確認、議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は３回までとさせていただきます。
※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。
※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

ご注意事項

●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間　9時～21時）

ぜひQ&Aもご確認ください。

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直し傾向が見られたものの、中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まり等により、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、積極的な事業展開を進めてまいりました。

具体的には、成長基盤の拡大に向けた出店加速を最重要施策として推進した結果、期初予算として掲げた10店舗の計画に対し、18店舗の出店を実施しており、大幅な前倒しを達成いたしました。当連結会計年度末の店舗数は137店舗と期首の126店舗から11店舗増加しております。同時に従来の出店領域を広げ、新たな客層の開拓およびブランド認知度の向上を図るため、当社として初となるロードサイド立地への出店を行いました。

さらに当社はこれまで海鮮領域を強みとした事業展開を中心に行ってまいりましたが、収益基盤のさらなる安定化と新たな顧客層の獲得に向け、ビジネスモデルの多角化を進めております。特に焼鳥のテイクアウト専門店である「銀座惣菜店」ブランドの出店が順調に拡大しており、新たな成長エンジンとして当該ブランドのフランチャイズ（FC）展開にも着手し、第一号加盟企業との契約締結を完了しております。従来の海鮮メインの事業構造から、中食を含めた総合的なフードサービス企業への変革が着実に進捗しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益12,878,568千円（前期比14.1％増）、営業利益851,086千円（前期比11.2％増）、当期利益767,718千円（前期比75.8％増）、親会社の所有者に帰属する当期利益767,718千円（前期比75.8％増）となりました。なお、セグメントごとの経営成績の概況につきましては、当社グループは飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

また、2026年8月19日に中期経営計画「BEYOND THE STANDARD」を公表いたしました。企業価値の最大化と社会的信認の獲得に向け、今後4年内をめどとした東証プライム市場への市場移行、ならびにその先にある「時価総額1,000億円」という大きな目標を掲げ、本計画では3年後の2029年8月期の到達点を明示するとともに、当社グループが誇る圧倒的な成長スピードを具体的な形としてお示ししています。特筆すべきは、本計画に提示した数値が「純粋なオーガニック成長」のみで構成されている点です。ここには、FC展開やM&Aといったインオーガニックな成長戦略、および現地パートナーとの連携による海外進出などのポテンシャ

ルは一切織り込んでおりません。これらはすべて、企業の飛躍をさらに加速させる「+αの成長ドライバー」となります。盤石なオーガニック成長を土台としつつ、果敢な戦略的投資によって「日本を代表するフードサービス企業」へ。サイプレスグループの新たな挑戦にご期待ください。

1. 全店　(前年同月比、%)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	上期計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	通期
売上高	105.5	113.6	117.8	115.3	119.8	115.5	114.6	112.3	113.0	120.0	109.8	115.1	112.4	114.2
客数	105.3	113.7	116.2	111.5	115.3	111.9	112.3	108.9	110.3	116.3	107.4	110.2	108.2	111.2
客単価	100.2	99.9	101.6	103.5	104.4	103.4	102.2	103.2	102.5	103.1	102.4	104.4	104.0	102.8
店舗数(店)	127	127	127	129	128	128	-	130	133	135	135	135	137	-

2. 既存店　(前年同月比、%)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	上期計	3月	4月	5月	6月	7月	8月	通期
売上高	101.3	103.8	104.9	102.1	103.2	102.1	102.9	99.6	102.7	107.4	96.7	102.5	99.1	102.1
客数	99.9	101.6	101.4	98.0	98.7	98.1	99.6	95.7	98.9	103.0	94.5	98.4	95.7	98.6
客単価	101.3	102.0	103.5	104.1	104.9	104.0	103.3	103.9	103.8	104.0	102.2	103.9	103.5	103.4

当社はグループ会社の経営管理を行っており当事業年度の業績については、営業収益505,999千円（前期比175.7%増）、営業利益239,473千円（前期比321.6%増）、当期純利益175,087千円（前期比851.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は662,555千円であります。
その主なものは、新規出店並びに既存店の改装等に伴うものであります。

③ 資金調達の状況

当社グループの出店資金を当社が窓口となって借入を行っており、株式会社りそな銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社横浜銀行、株式会社千葉銀行の6金融機関と総額830,312千円の金銭消費貸借契約を締結しております。

また資金の機動的かつ安定的な調達に向け、株式会社りそな銀行及び株式会社商工組合中央金庫の２金融機関と総額340,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお当事業年度末における当座貸越契約の借入実行残高は140,000千円です。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第５期 (2023年８月期)	第６期 (2024年８月期)	第７期 (2025年８月期)	第８期 (2026年８月期)
売上収益(千円)	8,816,622	10,256,796	11,288,362	12,878,568
営業利益(千円)	336,221	444,322	765,031	851,086
当期利益(千円)	17,354	169,501	436,732	767,718
基本的1株当たり当期利益(円)	1.36	13.30	34.27	60.22
希薄化後1株当たり当期利益(円)	1.36	13.30	34.27	59.64
総資産(千円)	11,168,306	10,778,543	11,514,869	12,864,066
親会社の所有者に帰属する持分(千円)	1,725,685	1,895,186	2,336,511	3,163,127
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	135.41	148.71	183.33	247.12

(注) 1．基本的１株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2．１株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式総数により算出しております。
3．2024年11月14日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を実施しております。１株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益につきましては、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サイプレス	45,000千円	100%	飲食業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社サイプレス
特定完全子会社の住所	東京都港区六本木一丁目９番10号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	11,835,869千円
当社の総資産額	12,801,076千円

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の取り組みを重点的に進めてまいります。

まず既存店におきましては、ブランドイメージや商品評価、収益性の向上を図るため、日々の品質向上とお客様を飽きさせない仕組みづくりを継続し、満足度の高い商品や機会の提供に努めてまいります。あわせてホスピタリティの強化や、不採算店舗に対する業態変更・メニュー変更といった見直しにも柔軟に取り組んでまいります。

次に新規出店につきましては、主に自社開発ブランドを東京23区内中心に全国で展開（2026年8月末時点で36ブランド・137店舗の直営店）していますが、今後は「築地食堂源ちゃん」「回転ずしＡＢＵＲＩ百貫」「炭火焼鳥銀座惣菜店」といった主力ブランドを中心に店舗展開を継続してまいります。さらに、ロードサイドをはじめとする新たな出店チャネルの開発に注力するとともに、フランチャイズ（FC）展開の開始により更なる成長を目指します。

また、これらの経営戦略を実現する基盤として人材の確保と活用を推進いたします。採用自体は順調に推移しているものの、依然として厳しい採用環境のもとで他社との差別化およびリテンションを図るため、外国人材の採用推進をはじめとする採用戦略の強化を図ってまいります。同時に、従業員が誇りを持って成長を実感できる環境・制度を整備するとともに、店舗DXの導入による省人化・業務効率化も併せて推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社は飲食事業を営むグループ会社の経営管理及びこれに付帯する一切の業務を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2026年８月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区六本木１－９－１０　アークヒルズ仙石山森タワー40階

② 子会社

株式会社サイプレス	東京都港区六本木１－９－１０　アークヒルズ仙石山森タワー40階

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	468（590）名	57名増（45名増）
合計	468（590）名	57名増（45名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4（－）名	－	49.2歳	2.25年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,725,000千円
株式会社商工組合中央金庫	644,322千円
株式会社日本政策金融公庫	395,640千円
株式会社りそな銀行	353,963千円
株式会社千葉銀行	214,202千円
株式会社みずほ銀行	210,235千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	61,160千円
株式会社横浜銀行	55,420千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　　50,978,400株

② 発行済株式の総数　　12,800,200株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は55,600株増加しております。

③ 株主数　　6,104名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社EAM	5,728千株	44.75%
丸の内キャピタル第二号投資事業有限責任組合	2,445	19.10
東稔哉	629	4.91
アサヒビール株式会社	254	1.99
三菱UFJeスマート証券株式会社	253	1.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	177	1.38
宮本泰	50	0.39
MSIP CLIENT SECURITIES	46	0.35
Marunouchi Global Fund Ⅱ L.P.	39	0.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	36	0.28

(2)　新株予約権等の状況

①　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第１回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日	2020年3月30日	2025年6月18日
交付対象者	役員ならびに子会社の役員および従業員	役員
保有者数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役 当社監査役	１名	１名
新株予約権の数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役 当社監査役	1,052個	191,169個
新株予約権の目的となる株式の数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役 当社監査役	105,200株	191,169株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権１個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時１株当たりの行使価額	729円	729円
権利行使期間	2022年３月31日から2030年３月30日まで	2027年６月19日から2035年６月18日まで
新株予約権の行使の主な条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員その他の使用人であることを要する。	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員その他の使用人であることを要する。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	東　稔哉	代表取締役社長 株式会社サイプレス　代表取締役会長
取締役	尾澤一彦	専務取締役 株式会社サイプレス　代表取締役社長
取締役	松下正	大東建託株式会社　常勤社外取締役監査等委員
取締役	勝山章廣	
取締役	福﨑昇平	株式会社丸の内キャピタル　マネージングディレクター
取締役	奥見昌彦	株式会社丸の内キャピタル　シニアディレクター
取締役	宮永雅好	株式会社ファルコン・コンサルティング　取締役 エステー株式会社　社外取締役 第一工業製薬株式会社　社外監査役
常勤監査役	池田透	
監査役	原口昌之	英和法律事務所　代表
監査役	鉢野まり	鉢野まり公認会計士事務所　代表

（注）1．取締役松下正氏、勝山章廣氏、福﨑昇平氏、奥見昌彦氏および宮永雅好氏は、社外取締役であります。
2．監査役原口昌之氏および鉢野まり氏は、社外監査役であります。
3．取締役松下正氏は、弁護士の資格を有しております。
4．監査役原口昌之氏は、弁護士および公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役鉢野まり氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当社は、社外取締役の松下正氏、勝山章廣氏および宮永雅好氏ならびに社外監査役の原口昌之氏および鉢野まり氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 執行役員（取締役兼務者を除く）の氏名等

当社は、執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

（2026年８月31日現在）

氏　　名	地　　位	担　　当
永　田　哲　也	常務執行役員	管理本部長

③ 役員の報酬等

1.当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の種類別の総額（百万円）		計	対象となる役員の員数（名）
	基本報酬	非金銭報酬等		
取締役	91	17	108	7
（うち社外取締役）	(10)	(－)	(10)	(5)
監査役	14	－	14	3
（うち社外監査役）	(2)	(－)	(2)	(2)

（注）１）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２）社外取締役のうち、２名は無報酬であります。

2.取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2024年11月14日開催の第６回定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額は年額200百万円以内、監査役の金銭報酬の額は年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は６名、監査役の員数は３名であります。

3.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2024年11月14日開催の第６回定時株主総会において、各取締役の月額報酬額については、取締役の報酬総額（限度額）の範囲内で、指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会に決定を一任しております。

4.取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はございません。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる規定を設けております。なお、当社は、非業務執行取締役である松下正氏、勝山章廣氏、福﨑昇平氏、奥見昌彦氏および宮永雅好氏ならびに監査役である池田透氏、原口昌之氏および鉢野まり氏との間で責任限定契約を締結しております。

⑤　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしています。

⑥　社外役員に関する事項

重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の兼職先と当社の間、および各社外役員と当社との間には特別な利害関係はありません。

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	活動・発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	松下　正	19/19 (100.0%)	上場企業を含む事業会社の取締役、監査役を歴任しており、豊富な経験と実績に基づく客観的な視点から、また、弁護士としての視点から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。
社外取締役	勝山章廣	19/19 (100.0%)	個人事務所の開設や上場企業を含む事業会社の取締役を歴任しており、豊富な経験と実績に基づく客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。
社外取締役	福﨑昇平	19/19 (100.0%)	長年にわたる投資会社の投資活動や多くの事業会社の取締役を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験と実績を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。
社外取締役	奥見昌彦	19/19 (100.0%)	投資会社の投資活動や多くの事業会社の取締役を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験と実績を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。
社外取締役	宮永雅好	13/19 (68.4%)	2025年11月27日就任以降に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 長年にわたり上場企業のコンサルティング業務に携わり、経営改善に貢献してきた実績を踏まえて、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言、提言を積極的に行っております。
社外監査役	原口昌之	19/19 (100.0%)	弁護士および公認会計士としての法律、財務および会計に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言を積極的に行い、適切な監査等を行っております。
社外監査役	鉢野まり	19/19 (100.0%)	取締役会および監査役会において、公認会計士としての財務および会計に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言を積極的に行い、適切な監査等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

(注) 1.会計監査人の報酬等について当社監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に従い、会計監査人が独立性および必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施出来ることを確認し、監査実績等を踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約について

会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会で協議の上、会計監査人に求められる独立性、専門性および品質管理等の評価を行ったうえで、再任または不再任の決定を行います。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制の概要

1．取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、グループ内の経営管理・監督機能を担う持株会社である当社と事業の執行機能を担う当社子会社により企業集団を形成しております。当社においては、監査役会設置会社としての経営管理体制の下、また、当社子会社においては、監査役設置会社としての経営管理体制の下、各々の権限に基づく責任を明確にしております。

② 法令および社会倫理の遵守による経営の実践により、公正な利潤追求と社会の持続的な発展に寄与するため、「企業行動憲章」を定めております。

③ 「コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底しております。

④ コンプライアンスを重視した経営を目指すためのコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めております。

⑤ 「職務権限規程」および「稟議規程」に基づき職務を執行することで、適切な権限行使と牽制を機能させております。

⑥ 法令・定款違反、社内規範違反あるいは社会通念に反する行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段として、「内部通報規程」を定め、社外のホットライン窓口に通報する体制を設け、運営しております。

⑦ 当社は、社外取締役を複数選任し、当社の業務執行に対する監督機能の強化を図ります。また、取締役の指名・報酬等の決定に関わる意思決定の透明性と客観性を確保するため、社外取締役２名を含む取締役３名で構成される指名・報酬委員会を設置しております。

⑧ 当社グループの取締役および使用人が、取締役および使用人の法令・定款違反を発見した場合は、直ちに当社の監査役会および取締役会に報告を行い、当社グループはその是正を行います。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」および「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役および監査役が常時閲覧出来るようにしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を定め、事業活動において想定される天災リスク、情報システムリスク、労務管理リスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスクに対応する組織および責任者を定め、適切に評価・管理出来る体制を構築しております。

② 「リスク管理規程」を定め、不測の事態が生じた場合には、対策本部等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。

③ 当社の管理本部長は、当社グループのリスクに関する事項の統括責任者であり、当社の総務部は統括責任者を補佐します。また、当社の管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理委員会は定期的にリスク管理体制の整備の進捗状況を評価するとともに、具体的な個別事案の検証を通して全社的体制の適切性に関する評価を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 「取締役会規程」・「役員規程」・「職務権限規程」を定め、職務執行のルールを明確にしております。

② 取締役、部長、必要に応じて担当者を構成員とする営業会議を設置し、職務執行状況の把握を行います。

③ 取締役会の意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を最小限に抑え、取締役会を機動的に開催しております。

④ 当社および当社子会社は、業務執行に関する意思決定の迅速化および経営と業務執行の分離を図るため、執行役員制度を導入しております。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

① 「企業行動憲章」および規程等に基づき、取締役等の職務の執行が法令および定款に適合する体制を整備しております。

② 内部監査室が内部統制を管轄し、監査役会と連携して、内部監査を実施しております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」を定め、代表取締役の指示の下、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保します。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 「企業行動憲章」ならびに「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、新規取引開始時および既存取引先に対しては定期的に反社会的勢力にかかるチェックを行うことで、反社会的勢力との取引を未然に防ぐシステムを構築します。

② 管理本部を反社会的勢力との対応部門とし、必要に応じて所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図ります。
③ 取引基本契約書または覚書に反社会的勢力排除にかかる内容の条文を掲げ、さらに、雇用契約時に提出する誓約書に本人が反社会的勢力でないことまたは反社会的勢力との関係がないことを誓約させております。

8. 監査役会がその補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が、監査業務の補助のため、専属使用人を求めた場合は必要な人材を配置します。監査役会は、専属使用人の人事異動については、事前に管理本部長より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を管理本部長に申し入れることができます。

9. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制
① 代表取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、会社の業務執行の状況その他の必要な情報を取締役会において報告または説明しております。
② 取締役および使用人は会社の信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役会に対し速やかに当該事項を報告しております。
③ 監査役会は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役および使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに報告しております。
④ 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがない体制を整備しております。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明出来る場合を除き、これに応じます。

11. 監査役の監査が実効的に行われることを報告するための体制
①監査役は、監査役会に出席するほか、当社の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができます。
②監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
③監査役、会計監査人及び内部監査室は意見交換の場を持ち、相互の連携を図ります。
④代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合の場を持ちます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1.コンプライアンスおよびリスク管理体制について

当社では、全社的なコンプライアンスおよびリスク管理体制強化・推進が必要不可欠であるとの認識のもと、「コンプライアンス規程」を定め、総務部を主管部門としてコンプライアンス遵守およびリスク管理体制を構築しており、以下の事項を実施しております。

定期的なコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会の開催

内部通報制度の整備によるコンプライアンス違反等の早期発見と迅速な対応

役員および従業員全員を対象にしたコンプライアンス研修の実施

2.取締役の職務の執行について

当事業年度は、取締役会を19回開催し、会社の経営に関わる重要事項および重要規程の改定について決議し、取締役から職務の執行状況について報告を受けました。社外取締役は、独立した立場から必要な発言や助言を行ったうえで決議に加わっております。なお、取締役会開催に当たっては、事前に議案および関連資料を配布しております。また、当事業年度において、監査役会を13回開催し、取締役の職務の執行状況を監査しました。

4．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な対抗措置は導入しておりませんが、今後も社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を引き続き行ってまいります。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値向上を目指しており、将来の事業拡大と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆さまに対して安定的かつ継続的な利益還元を実施していくことも経営の重要課題であると認識しております。

今後につきましては、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることが出来る旨を定款で定めています。

連結財政状態計算書

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産)		(負債)	
流動資産	**2,064,829**	**流動負債**	**5,712,439**
現金及び現金同等物	1,011,321	借入金	3,233,049
営業債権及びその他の債権	895,618	リース負債	745,919
棚卸資産	68,821	営業債務及びその他の債務	1,038,354
その他の金融資産	10,658	その他の金融負債	46,589
その他の流動資産	78,409	未払法人所得税	117,606
		引当金	12,496
		その他の流動負債	518,423
非流動資産	**10,799,236**	**非流動負債**	**3,988,499**
有形固定資産	4,195,244	借入金	1,566,731
のれん	5,365,820	リース負債	1,680,561
無形資産	10,974	引当金	741,205
その他の金融資産	804,330		
繰延税金資産	422,304		
その他の非流動資産	562		
		負債合計	**9,700,938**
		(資本)	
		資本金	**65,266**
		資本剰余金	**8,534,892**
		利益剰余金	**△5,437,030**
		親会社所有者に帰属する持分合計	**3,163,127**
		資本合計	**3,163,127**
資産合計	**12,864,066**	**負債及び資本合計**	**12,864,066**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上収益	12,878,568
売上原価	4,478,780
売上総利益	8,399,788
販売費及び一般管理費	7,523,488
その他の収益	23,544
その他の費用	48,757
営業利益	851,086
金融収益	8,881
金融費用	121,082
税引前利益	738,885
法人所得税費用	△28,833
当期利益	767,718
当期利益の帰属	
親会社の所有者	767,718
当期利益	767,718

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分				資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	合計	
当期首残高	45,000	8,496,260	△6,204,749	2,336,511	2,336,511
当期利益	―	―	767,718	767,718	767,718
当期包括利益合計	―	―	767,718	767,718	767,718
新株予約権の行使	20,266	20,266	―	40,532	40,532
株式報酬取引	―	18,365	―	18,365	18,365
所有者との取引額等合計	20,266	38,631	―	58,897	58,897
当期末残高	65,266	8,534,892	△5,437,030	3,163,127	3,163,127

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**946,327**	**流動負債**	**3,142,998**
現金及び預金	291,292	短期借入金	140,000
売掛金	30,800	1年以内返済予定の長期借入金	2,944,672
短期貸付金	623,236	未払金	23,703
その他流動資産	997	未払費用	14,510
		未払法人税等	1,210
		未払消費税	6,023
		預り金	30
		賞与引当金	1,137
		株主優待引当金	11,710
固定資産	**11,854,749**		
投資その他の資産	**11,854,749**		
出資金	10	**固定負債**	**885,230**
関係会社株式	11,835,869	長期借入金	885,230
繰延税金資産	18,869		
		負債合計	**4,028,228**
		(純資産の部)	
		株主資本	**8,772,848**
		資本金	**65,266**
		資本剰余金	**8,511,935**
		資本準備金	31,516
		その他資本剰余金	8,480,419
		利益剰余金	**195,646**
		その他利益剰余金	195,646
		繰越利益剰余金	195,646
		純資産合計	**8,772,848**
資産合計	**12,801,076**	**負債純資産合計**	**12,801,076**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年９月１日から
2026年８月31日まで)

(単位：千円)

科　　目	金　　額
営業収益	**505,999**
経営指導料	336,000
受取配当金	169,999
営業費用	**266,526**
販売費及び一般管理費	266,526
営業利益	**239,473**
営業外収益	**4,303**
受取利息	4,302
雑収入	0
営業外費用	**76,319**
支払利息	64,594
雑損失	11,724
経常利益	**167,457**
税引前当期純利益	**167,457**
法人税、住民税及び事業税	1,210
法人税等調整額	△8,839
当期純利益	**175,087**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	45,000	11,250	8,480,419	8,491,669	20,559	20,559	8,557,228	8,557,228
当期変動額								
新株予約権の行使	20,266	20,266	－	20,266	－	－	40,532	40,532
当期純利益	－	－	－	－	175,087	175,087	175,087	175,087
当期変動額合計	20,266	20,266	－	20,266	175,087	175,087	215,619	215,619
当期末残高	65,266	31,516	8,480,419	8,511,935	195,646	195,646	8,772,848	8,772,848

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

サイプレス・ホールディングス株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　　潤

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾　形　隆　紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、サイプレス・ホールディングス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サイプレス・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

サイプレス・ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　野　　潤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾　形　隆　紀

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、サイプレス・ホールディングス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月1日から2026年8月３１日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

サイプレス・ホールディングス株式会社
監査役会

常勤監査役　池　田　　透　㊞
社外監査役　原　口　　昌　之　㊞
社外監査役　鉢　野　　ま　り　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（７名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会において機動的に意思決定が行えるように３名減員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	属　性
1	ひがし　としや 東　稔哉	代表取締役社長	再任
2	おざわ　かずひこ 尾澤　一彦	専務取締役	再任
3	まつした　まさ 松下　正	取締役（社外取締役）	再任　社外　独立
4	みやなが　まさよし 宮永　雅好	取締役（社外取締役）	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

東　　稔哉（ひがし　としや）

再任



生年月日
1960年４月27日
所有する当社の株式数
629,700株
在任年数
２年５か月

略歴、当社における地位及び担当

1983年４月　株式会社パルク　入社	2012年８月　株式会社EAM　取締役
1993年11月　「串えもん」　創業	**2019年11月　同社　代表取締役（現任）**
1994年４月　株式会社サイプレス　代表取締役社長	**2023年７月　株式会社サイプレス　代表取締役会長（現任）**
2011年９月　CYPRESS USA LIMITED CORPORATION President　(現任)	**2024年６月　当社　代表取締役社長（現任）**

重要な兼職の状況

株式会社サイプレス代表取締役会長

取締役候補者とした理由

東　稔哉氏は、代表取締役として長年にわたり当社子会社の経営を担うとともに、2024年６月より当社の代表取締役を務めており、企業経営ならびに当社グループの業務全般を熟知しております。また、その豊富な経験と知見を活かし、取締役会の意思決定や監督機能における中心的役割を果たしております。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

尾澤　一彦（おざわ　かずひこ）

再任



生年月日
1960年４月19日
所有する当社の株式数
－株
在任年数
２年５か月

略歴、当社における地位及び担当

1983年４月　共立建設株式会社　入社	2020年９月　株式会社サイプレス　取締役副社長
1986年４月　株式会社尾澤ハウジング　入社	**2023年７月　同社　代表取締役社長（現任）**
1997年３月　株式会社サイプレス　入社	**2024年６月　当社　専務取締役（現任）**
2000年４月　同社　常務取締役　兼　経営企画本部長	
2015年10月　同社　専務取締役	

重要な兼職の状況

株式会社サイプレス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

尾澤一彦氏は、当社子会社の代表取締役社長として、長年にわたり内部管理の経験を有しており、2024年６月より当社の専務取締役を務めており、内部管理体制において中心的役割を果たしております。これらの実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3　**松下　正**（まつした　まさ）　再任　社外　独立



生年月日
1960年7月28日

所有する当社の株式数
25,500株

在任年数
2年5か月

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	東京弁護士会登録、東京青山法律事務所（現ベーカー＆マッケンジー法律事務所）入所
1999年1月	GE横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）　取締役
2003年3月	日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現GEジャパン）取締役副社長
2005年9月	株式会社ファーストリテイリング　取締役上席執行役員
2010年7月	シーメンスジャパン株式会社取締役
2011年3月	コクヨ株式会社　取締役常務執行役員
2017年5月	株式会社アダストリア　代表取締役
2018年4月	株式会社サイプレス　社外取締役
2020年1月	学校法人沖縄科学技術大学院大学　学園副学長統括弁護士
2020年4月	株式会社afterＦＩＴ（現　しろくま電力株式会社）　社外取締役
2021年6月	大東建託株式会社　社外監査役
2022年8月	**株式会社手原産業倉庫　社外監査役（現任）**
2023年3月	**株式会社アジラ　社外監査役（現任）**
2023年6月	**大東建託株式会社　社外取締役　常勤監査等委員（現任）**
2024年6月	**当社　社外取締役（現任）**

重要な兼職の状況

大東建託株式会社　社外取締役　常勤監査等委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松下　正氏は、上場企業を含む多くの事業会社の取締役を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験と実績を有しており、また、弁護士として、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための有益な助言や提言等をいただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

宮永　雅好（みやなが　まさよし）

再任　社外　独立



生年月日
1958年6月3日

所有する当社の株式数
1,000株

在任年数
1年

略歴、当社における地位及び担当

1981年４月	株式会社日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）　入行
1990年２月	株式会社日債銀投資顧問　出向
1991年10月	Nippon Credit Gartmore Ltd.（UK）　出向
1995年４月	株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント（現シュローダー・インベストメント・マネジメント）入社
2000年４月	同社　取締役
2001年１月	プルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（現PGIMジャパン）　入社　株式担当チーフ・インベストメント・オフィサー（最高運用責任者）
2003年11月	アイ・アール・ビー株式会社（現ファルコン・コンサルティング）入社　共同代表パートナー
2011年11月	同社　代表取締役
2017年４月	**同社　取締役（現任）**
2017年４月	東京理科大学大学院イノベーション研究科（現経営学研究科）　教授
2017年６月	株式会社ユニバーサルエンターテインメント　社外取締役
2023年４月	中央大学大学院戦略経営研究科　特任教授
2023年６月	**エステー株式会社　社外取締役（現任）**
2024年６月	**第一工業製薬株式会社　社外監査役（現任）**
2025年11月	**当社　社外取締役（現任）**
2026年４月	**中央大学大学院戦略経営研究科　教授（現任）**

重要な兼職の状況

株式会社ファルコン・コンサルティング　取締役
エステー株式会社　社外取締役
第一工業製薬株式会社　社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮永雅好氏は、ファンドマネージャーとしての経験と企業調査分析の専門知識を有し、長年にわたり、上場企業の各種情報開示に関するコンサルティング、M&Aにおけるフィナンシャル・アドバイザー、各種有価証券の価値評価、財務戦略コンサルティングなどの業務に携わり、上場企業の経営改善に貢献してきました。その実績をふまえ、当社の経営全般に対する有効な助言を得られると判断したため、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2026年８月31日時点のものであります。
３．松下　正氏および宮永雅好氏は社外取締役候補者であります。
４．松下　正氏および宮永雅好氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって松下　正氏が２年５か月、宮永雅好氏が１年になります。
５．当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる規定を定款に設けております。当社定款の規定に基づき、松下　正氏および宮永雅好氏との間で責任限定契約を締結しており、松下　正氏および宮永雅好氏の再任が承認された場合、各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
６．当社は、松下　正氏および宮永雅好氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
７．当社は、保険会社との間で取締役および執行役員を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

（ご参考）第１号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成

地　位	氏　名	独立社外	経営全般	事業戦略	財務・会計	法務・リスク	人事・人材	サステナビリティ
取締役	東　　稔哉		○	○	○		○	
	尾澤　一彦		○	○	○			
	松下　　正	○	○			○		○
	宮永　雅好	○	○		○			○
監査役	池田　　透				○			○
	原口　昌之	○			○	○		○
	鉢野　まり	○			○			○

（注）上記のスキルマトリックスは、各氏の有する全ての知見を表すものではありません。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

寺口　順子　（てらぐち　じゅんこ）

生年月日
1961年８月10日

所有する当社の株式数
－株

在任年数
一年

略歴、当社における地位

1984年４月	富士通株式会社　入社
1992年10月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所
1993年６月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1996年４月	公認会計士登録
2007年５月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）パートナー
2014年７月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
2017年７月	EYアドバイザリー＆コンサルティング株式会社（現EYストラテジー＆コンサルティング）入社
2024年７月	EY新日本有限責任監査法人入所
2025年７月	**寺口順子公認会計士事務所代表（現任）**
2026年６月	**株式会社ＵＡＣＪ　社外監査役（現任）**

重要な兼職の状況

株式会社ＵＡＣＪ　社外監査役
寺口順子公認会計士事務所　代表

補欠の社外監査役候補者とした理由

寺口　順子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、1996年４月に公認会計士登録をしており、これまでに培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、コーポレートガバナンスやコンプライアンスを一層強化していただくためであります。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．寺口　順子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．寺口　順子氏が社外監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
４．寺口　順子氏が社外監査役に就任した場合には、当社定款の規定に基づき、当社に対する損害賠償責任限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で監査役を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしています。候補者が監査役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以上

メ　モ

メ　モ

株主優待制度のご案内

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式の投資対象としての魅力を高めることを目的として、株主優待を実施しております。この機会にぜひご利用ください。

■2026年８月末基準で優待対象となる株主様の利用開始時期
2026年12月１日より、2026年８月末の株主名簿に記載または記録された株主様を対象とした電子優待券を配布いたします。※優待対象条件・詳細はサイプレス・ホールディングス株式会社ホームページの「株主優待制度のご案内」をご覧ください

■電子優待券のお受け取りについて
電子優待券は、三井住友信託銀行株式会社が提供するアプリ「株主パスポート」を通じてお受け取りいただけます。※株主パスポートについては、三井住友信託銀行株式会社ホームページの「株主パスポート紹介サイト」をご覧ください。

株主パスポート紹介QR

■電子優待券のお受け取り方法
＜会員登録済みの株主様＞
① 「株主パスポート」アプリの画面下部の「My銘柄」をタップし、「サイプレス・ホールディングス株式会社」を選択します。
② アプリ画面上部メニューの「株主優待・配当金」をタップします。
③ 株主優待券のご案内が表示されますので、その下部の「リンクを開く」をタップします。
④ 電子優待券の画面が表示されますので、ご利用店舗にて提示してください。

＜会員登録されていない株主様＞
① 下記QRコードより「株主パスポート」アプリをダウンロードのうえ、会員登録及び「サイプレス・ホールディングス株式会社」の保有銘柄登録を行ってください。
② 会員登録には株主番号が必要となる場合がございますので、「招集ご通知」に同封の議決権行使書をご参照ください。

Android版QR　iOS版QR　FAQ版QR

■ご利用可能店舗は、サイプレス・ホールディングス株式会社ホームページの「株主優待制度のご案内」をご覧ください。

株主優待制度のご案内QR

■紙の株主優待券は発行いたしておりませんので、「株主パスポート」アプリを通じてお受け取りください。

（ご参考）

事業報告サマリー

業績ハイライト

売上収益	営業利益	税引前利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
12,878百万円	851百万円	738百万円	767百万円
前期比 14.1%増	前期比 11.2%増	前期比 14.1%増	前期比 75.8%増

当社の重視する経営指標について

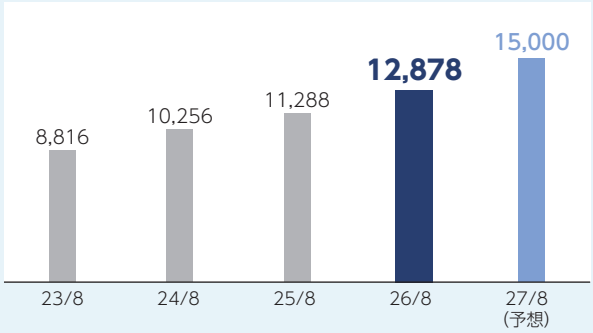
EBITDA	EPS	店舗数
1,208百万円	60.22円	137店舗
前期比 17.0%増	前期比 75.7%増	前期から +7店舗

配当について

1株当たり10円

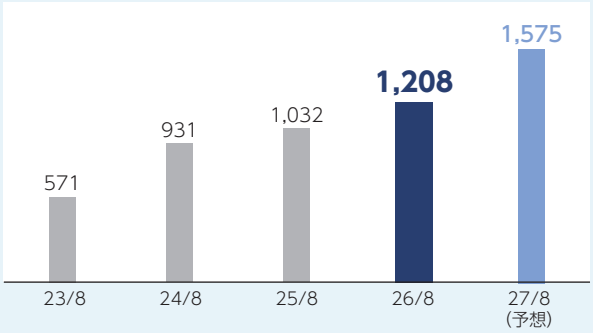
売上収益

(百万円)



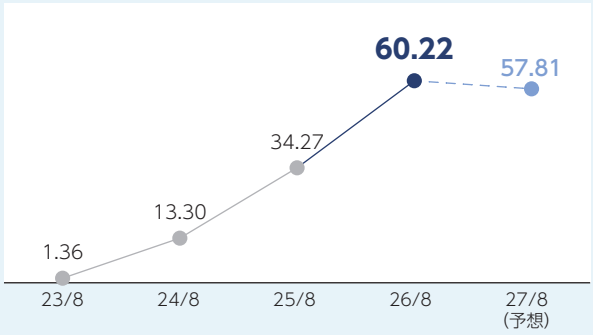
EBITDA

(百万円)



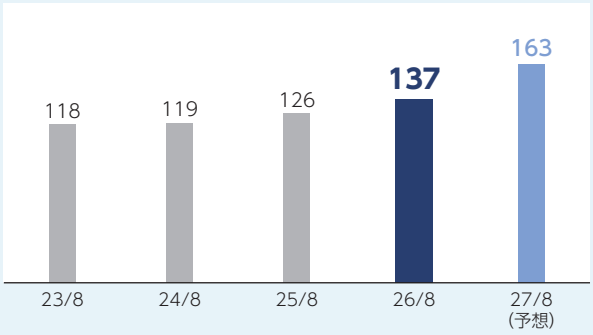
EPS

(円)



期末店舗数

(店)



POINT

2026年8月期の当期利益は税効果会計の影響で大幅な上振れとなりました。不採算店の退店意思決定前倒しにより、減損約30百万を計上したものの売上・各段階利益で予算達成かつ過去最高を記録いたしました。特に本業の業績指標であるEBITDAは前期比17.0%増、予算比105.5%と好調に推移しております。また店舗数につきましても期初予算として掲げた10店舗の計画に対し、18店舗の出店を実施しており、当連結会計年度末の店舗数は137店舗となりました。

株主総会 会場ご案内図

開催場所	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 **住友不動産虎ノ門タワー（旧JTビル）2階** **ベルサール虎ノ門** （TEL）050－3112－0925
交通	**「銀座線虎ノ門駅」** 3番出口徒歩4分 **「日比谷線虎ノ門ヒルズ駅」** A2出口徒歩5分 **「銀座線・南北線溜池山王駅」** 9番出口徒歩5分

＊会場には、駐車場のご用意はしておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



▶ ベルサール虎ノ門への詳細のアクセスマップはQRコードよりご覧ください。

「QRコード」は、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布および懇親会などの開催はございませんのであらかじめご了承ください。

株主優待制度のご案内をこの通知の47ページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。